

まちづくりニュース

vol.45



●●● 8月1日「みらいフェスタ2009」の様子 ●●●

INDEXNEWS

- 審議会・評価員会の報告
- 立地企業懇話会からのお知らせ
- 都市計画に関するお知らせ
- みらい平ナビ
- 施行者からのお願い
- 茨城県による宅地分譲のお知らせ
- お願い



2009. **8** 月号

審議会・評価員会の報告

● 第41回 審議会開催の報告

日時：平成21年3月17日（火）
場所：伊奈・谷和原現地事務所
議題：第4期審議会の会長・会長代理の選出について
議席の決定について



第4期審議会会長・会長代理

職名	氏名	住所
会長	川井 洋右	稲敷郡阿見町中央3-5-3
会長代理	大山 進	つくばみらい市小張4148番地7(紫峰ヶ丘5丁目614街区16画地)

● 第42回 審議会開催の報告

日時：平成21年6月8日（月）
場所：伊奈・谷和原現地事務所
議題：評価員の選任について(諮問第66号)
換地設計一部の変更について(諮問第67号)
仮換地の指定について(諮問第68号)
平成21年度事業概要について他



● 第27回 評価員会の開催報告

日時：平成21年3月9日（月）
場所：つくばまちづくりセンター
議題：事業計画(第4回変更)について
保留地処分予定価格について(諮問第11号)

立地企業懇話会からのお知らせ

立地企業懇話会では、TX沿線地区の早期市街化を図ることを目的に、皆様のご希望により企業に対して土地情報を提供しており、この土地情報は、ホームページ上で登録企業約400社が閲覧できることになっています。

今秋には、駅前企業・業務施設用地や沿道サービス街区に換地される地権者の皆様を対象としたアンケート調査を予定していますので、その際には、御協力くださいますようお願いいたします。

●ホームページURL <http://www.tx-konwakai.com/index.asp>

または、



TX 立地

検索

クリック



都市計画に関するお知らせ

前回のまちづくりニュースで御案内のとおり、現在、伊奈・谷和原丘陵部地区における用途地域・地区計画及び公園の都市計画に関する手続きを行っています。

これまで、用途地域及び公園に関する都市計画関係図書の閲覧を行い、合計3人の方が閲覧に訪れました。また、同期間内に公聴会の公述申出書の受付を行いました。申出書の提出はありませんでしたので、公聴会は中止となりました。

また、7月23日～8月6日の期間において、地区計画の変更に関する原案の縦覧を行いました。今後は、それぞれの原案について最終の都市計画変更案を作成し、都市計画法の規定に基づき縦覧を行う予定です。公園についての日程等は、以下のとおりです。

○ 都市計画（公園）変更案の縦覧

つくばみらい都市計画（公園）の変更案に関する縦覧を下記のとおり行います。また、変更案に対する意見書を、縦覧期間中に提出することができます。

◆ 縦覧期間

8月28日（金）～9月11日（金） ※閉庁日を除く。

◆ 縦覧場所

つくばみらい市都市計画課（谷和原庁舎）

◆ 意見書の提出期限と提出先

提出期限：9月11日（金）までに郵送（必着）または直接持参。

提出先：つくばみらい市長（都市計画課扱い）

〒300-2492

つくばみらい市加藤237番地

◆ 問い合わせ先

つくばみらい市都市計画課 TEL：0297-58-2111（内線8161）

また、用途地域及び地区計画の変更案に関する縦覧につきましては、10月頃を予定しております。詳細な日程につきましては、決定次第まちづくりニュース及びつくばみらい市報「広報つくばみらい」でお知らせいたします。

○ つくばみらい市谷和原庁舎案内図



つくばエクスプレスのご利用でお越しの際は、みらい平駅から出ておりますコミュニティバスみらい号をご利用ください。

コミュニティバスみらい号の「西ルート」にご乗車ください。

◆ 出発時刻

（みらい平駅→谷和原庁舎）

①8:35 ②11:05 ③14:10

（谷和原庁舎→みらい平駅）

①9:38 ②12:08 ③15:13

◆ 運賃

大人 100円

小人 50円（小学生）

未就学児 無料

※日曜日および年末年始は運休



みらいナビ

8月1日(土)に陽光台2丁目203街区の特設会場において、**つくばみらい市商工会青年部主催**の「**みらいフェスタ2009**」が行われました。

当日は地元物産品の販売や、小絹中学校の吹奏楽演奏など様々なイベントが行われ、約12,000人の来場者が訪れました。その中でも夕方に行われた「**高岡流綱火**」は多数の観客の下で最高の盛り上がりを見せました。

また、当センターもイベントに出展し、土地の販売PR活動を行いました。



施行者からのお願い

● 使用収益開始後の宅地管理等について

使用収益開始された宅地は、権利者の方に管理を行って頂くこととなります。宅地内の草刈りなどにつきまして、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。また、道路等にはみ出した枝なども通行の妨げとなり危険ですので、適切な管理をお願いいたします。

● 電柱等の設置協力について

土地区画整理事業の宅地整備が進み、使用収益開始を行う前後になりますと、宅地へ電気や電話等を供給するために電柱等の新設・移設が行われます。そのため、皆様の宅地内に電柱等を建てなければならない場合があることから、電柱等を建てる事業者(東京電力、NTT等)が皆様のところへ連絡させていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



電柱の設置予定位置については、皆様のお持ちの供給処理施設引き込み図に表示してあります。

安全で住み良いまちづくりのために、皆様のご協力をお願いします。

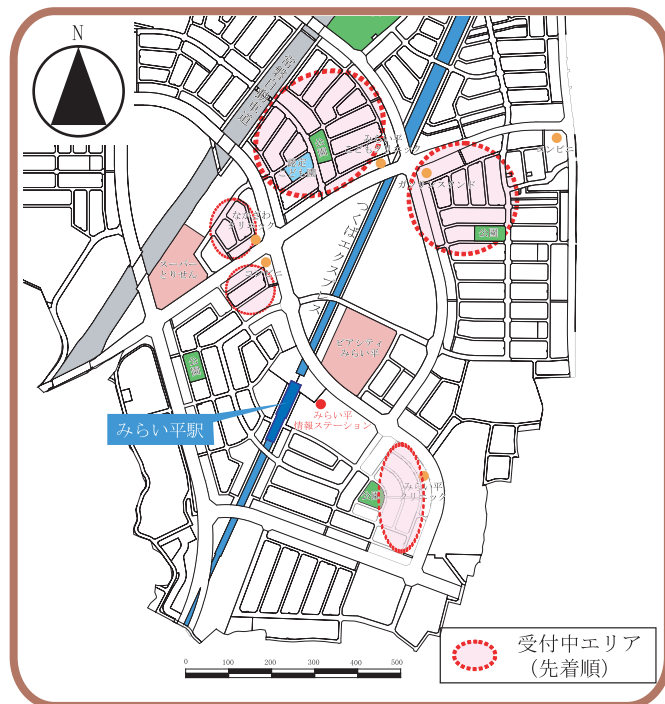
茨城県による宅地分譲のお知らせ

○現在、茨城県では、個人向け宅地のお申し込みを先着順にて受け付けております。

みらい平駅から徒歩3分～12分の好立地で、約55坪～97坪のバリエーション豊かな宅地をご用意しております。

ハウスメーカーの指定はありませんので、好きなメーカーで建築していただけます。

なお、これらの宅地につきましては、下記の「紹介制度」の対象となり、一定の条件を満たした場合には、情報提供に係るお礼として分譲価格の1%にあたる金額をお支払いすることができますので、みらい平で宅地をお探しの方をご存じでしたら是非ご紹介下さい。



【先着順物件概要】

■分譲区画数	25画地
■分譲価格	15,652千円～29,999千円
■土地面積	182.00㎡～322.48㎡

- 用途地域 第一種住居地域(建ぺい率60%/容積率200%)
第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%/容積率100%)
- 土地利用条件 土地の引渡し後3年以内に自己の住宅1戸を建築し、かつ、継続して自ら居住すること。
- 申込み受付場所 ・茨城県つくばまちづくりセンター土地販売推進課(土日祝日除く8:30～17:30)
・みらい平情報ステーション(水曜定休除く10:00～16:00)
- 募集画地についての詳細、申し込み要領等については、当センター及びみらい平情報ステーションのほか、県のホームページでもご覧いただけます。

ホームページURL [www.tsukubaexpress-ibaraki.jp]

○TX沿線で業務用地や宅地などをお探しの方をご紹介下さい

茨城県では、TX沿線開発地区内への企業立地等を促進するため、「立地希望企業等紹介制度」を設けております。

この制度は、茨城県が分譲するTX沿線の業務用地や宅地の購入を検討している企業又は個人の方の情報を提供していただき、一定の条件を満たしたうえで成約になった場合に情報提供への報償をお支払いするものです。

対象となる地区は、TX沿線の土地区画整理事業のうち、伊奈・谷和原丘陵部地区(つくばみらい市)と萱丸地区、島名・福田坪地区、上河原崎・中西地区、葛城地区(つくば市)の5つの地区です。制度の概要、各種条件につきましては県ホームページをご覧ください。

インターネットでの検索は



茨城県 立地希望企業等紹介制度

検索

クリック



【お問合せ先】

- 茨城県つくば地域振興課 宅地企画グループ・経営管理グループ
TEL 029-301-2798
- 茨城県つくばまちづくりセンター 土地販売推進課
TEL 029-839-9760
フリーダイヤル 0120-298-379



お 願 い

必ず届け出をしてください



☆住所及び氏名を変更したときは？

「住所・氏名変更届出書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

☆所有権などの権利が変わったときは？

「所有権移転届出書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

☆所有地を分筆したいときは？

法務局に申請する前に、つくばまちづくりセンターまでご相談ください。

☆土地の区画形質の変更及び建築物・構造物の新築、増築、改装を行うときは？

事前に、つくばまちづくりセンターまでご相談ください。

届出書の様式につきましては、つくばまちづくりセンターまでご連絡ください。

※今後、重要な通知をお届けできなくなりますので、ご協力をお願いいたします。

各種証明書の様式について

仮換地証明書・底地証明書等の各種申請書の様式は、下記につくばまちづくりセンターホームページの「権利者向け情報」からダウンロードできます。

土地の売買について

土地を売買する時は、仮換地の内容や清算金の有無等について、土地を購入する方に十分説明する必要があります。なお、区画整理登記前においては、従前地での登記となります。土地の売買等に関する質問は、つくばまちづくりセンターまでご相談ください。

保留地の権利申告について

つくばまちづくりセンターでは「保留地の権利申告」を受付しています。保留地は、土地区画整理事業が完了するまで法務局に申請できないことから、この申告が融資等の条件となる場合があります。詳しくはつくばまちづくりセンターに問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。



まちづくりニュースのホームページ掲載について

権利者の皆様にお配りしております本誌を多くの方にご覧いただける様、当センターのホームページへの掲載を開始しました。また、その他にも権利者向けの情報や、土地の情報など役立つ情報を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

★★★★ご意見・ご質問の問い合わせ先★★★★

茨城県つくばまちづくりセンター
伊奈・谷和原地区整備部 区画整理第一課 TEL 029-839-9762
工務第一課 TEL 029-839-9763
つくばみらい市（谷和原庁舎） 特定事業推進課 TEL 0297-58-2111

つくばまちづくりセンターホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class40/>

発行

茨城県つくばまちづくりセンター
伊奈・谷和原地区整備部
区画整理第一課
〒300-2658
茨城県つくば市島名2335番地
(ウインズビル2F)

発行日
平成21年8月20日